

(表)

誓約書

令和 年 月 日

糸島市長 あて

住所
氏名又は名称
代表者名

私は、糸島市が糸島市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反した場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第 47 条第 1 項（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 糸島市指名停止等措置規程に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 暴力団排除条項に該当する者を下請負人としていて、糸島市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※暴力団排除条項については裏面にてご確認ください。

(裏)

【工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）】

(発注者の催告によらない解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(略)

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第 50 条又は第 51 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(下請負人の通知)

第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 7 条の 2 受注者は、糸島市指名停止等措置規程(平成 22 年 1 月 1 日告示第 24 号)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 47 条第 1 項第 11 号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受注者が第 47 条第 1 項第 11 号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。